

名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団
関係事業者の排除に関する取扱要綱

平成 20 年 2 月 15 日

19 財管第 253 号

改正 平成 22 年 11 月 30 日 22 財管第 177 号

平成 24 年 3 月 30 日 23 財管第 328 号

平成 28 年 4 月 1 日 28 財管第 4 号

平成 31 年 3 月 29 日 30 財管第 236 号

令和 2 年 3 月 27 日 31 財資経第 294 号

(目的)

第 1 条 この要綱は「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、警察本部長との密接な連携のもと、名古屋市が締結する公有財産の売払い及び貸付の契約等から暴力団関係事業者を排除する措置について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）及び合意書1(2) から(6) に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公有財産の売払い又は貸付の契約

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の5第1項の規定により実施する不動産の売払又は貸付契約及び法第238条の4第2項の規定により実施する不動産の貸付契約をいい、広告又はネーミングライツ等公有財産を活用して対価を得る契約を含めるものとする。

(2) 一般競争入札等

公有財産の売払い又は貸付の契約を、競争入札、先着順売払い若しくは貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行う場合

をいう。

(3) 随意契約

一般競争入札等以外の方法で実施する公有財産の売払い又は貸付の契約をいう。

(4) 有資格者

一般競争入札等の参加資格又は申込資格を有する者及び随意契約による場合の契約の相手方をいう。

(5) 局区等の長

売払契約にあつては、財政局長又は名古屋市公有財産規則(平成16年名古屋市規則第49号。以下「規則」という。)第45条に基づき当該普通財産を処分する当該局長若しくは教育次長とし、貸付契約にあつては当該財産を管理する局区等の長又は教育次長とする。

(6) 排除措置事業者

現に排除措置を受けている者をいう。

(有資格者への周知)

第3条 局区等の長は、公有財産の売払い又は貸付の契約を締結しようとするときは、合意書に基づき契約から暴力団関係事業者を排除すること及び次条により暴力団関係事業者であるかどうかを警察本部長に照会することをあらかじめ公告及び入札説明書等に記載するなどの方法により、有資格者に周知しなければならない。

(報告等)

第4条 局区等の長は、有資格者が合意書2に規定する排除措置の対象となる法人(以下「排除措置対象法人等」という。)に該当すると疑うに足る事実を把握したとき又は必要と認める場合には、様式1により財政局長に報告しなければならない。報告は、当該入札日(随意契約等においては契約予定日)の2週間以上前の次項に定める集約日までに行うものとする。

2 財政局長は、合意書3(1)に基づき、当該有資格者が排除措置対象法人等に該当するか否かについて、原則として毎月1日及び15日(1日及び15

日が閉庁日の場合は直後の開庁日)を集約日とし、この日までに報告されたものを集約のうえ警察本部長に対し照会するものとする。

- 3 財政局長は、警察本部長から前項による照会の回答文書等を受け取ったときは、すみやかに当該書面を添えて様式2により、局区等の長へ通知するものとする。

(排除措置)

第5条 局区等の長は、前条第3項の回答の結果、又は合意書3(3)の規定に基づく警察本部長からの通報により、有資格者が合意書2各号に定める排除要件のいずれかに該当すると認めるときは、排除に必要な相当の期間を定めて排除措置を行い、合意書4(2)により当該措置結果を財政局長を通じて警察本部長に通知するものとする。

- 2 局区等の長は、前項の規定により排除措置を行ったときは、前条第3項で添付された警察本部長から回答書又は通報書の写しを付して、様式3により、遅滞なく当該有資格者に対して通知するものとする。

(契約からの排除)

第6条 局区等の長は、排除措置事業者を一般競争入札等に参加させてはならない。一般競争入札等の参加資格の確認の結果、既に競争入札参加資格等を有する旨の通知がなされている者が、落札決定又は契約の相手方と決定するまでの間に排除措置を受けたときは、当該通知を取り消すものとする。

- 2 局区等の長は排除措置事業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、排除措置事業者の所有する土地を買収する必要がある場合など、当該契約の目的及び内容から随意契約の相手方とする必要がある場合を除く。

(用途制限の措置)

第7条 局区等の長は、公有財産の売払い又は貸付の契約を締結するときは、前条第2項ただし書きに該当する場合を除き、以下の条件を付すものとする。

- (1) 当該物件が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき

公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならないこと。

(2) 契約の相手方が前号に違反したときは、売払代金又は貸付料総額の100分の30に相当する額を違約金として支払わなければならないこと。

(3) 契約の相手方が第1号に違反したときは、当該契約の解除ができること。

(使用許可への準用)

第8条 法第238条の4第7項の規定に基づき行政財産の使用を許可する場合（以下「使用許可」という。）については、第3条から第5条まで、第6条第2項本文、第7条第1号及び同条第3号の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公有財産の売払い又は貸付の契約を締結」とあるのは「行政財産の使用を許可」と、「合意書」とあるのは「名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団の排除に関する合意書」と、「契約」とあるのは「使用許可」と、「有資格者」とあるのは「申請者」と、「契約予定日又は入札日」とあるのは「許可予定日」と、「様式3」とあるのは「規則第2号様式に準じた様式」と、「随意契約」とあるのは「使用許可」とそれぞれ読み替えるものとする。

(土地基金に属する土地の貸付契約への準用)

第9条 名古屋市土地基金（以下「土地基金」という。）に属する土地の貸付契約については、第3条から第5条まで、第6条第1項、同条第2項本文及び第7条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公有財産の売払い又は貸付の契約」とあるのは「土地基金に属する土地の貸付契約」と、「合意書」とあるのは「名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団の排除に関する合意書」と、「有資格者」とあるのは「土地基金に属する土地の貸付契約を、競争入札、先着順貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行う場合の参加資格又は申込資格を有する者及び随意契約による場合の契約の相手方」と、「様式3」とあるのは「様式3に準じた様式」と、「一般競争入札等」とあるのは「土地基金に属する土地の

貸付契約を、競争入札、先着順貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行うもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

(その他)

第10条 本要綱に定める排除措置に関して財政局長が行う事務は、財政局財政部資産経営戦略室において処理する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 本要綱による、公有財産の貸付又は使用許可に関する規定は、施行日以後新たに使用させる場合又更新をする場合に適用し、施行日以前に現に使用させている公有財産については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成22年11月30日から施行する。

2 本要綱の公有財産の売払い又は貸付の契約に関する規定は、施行日以後新たに契約する場合又は契約の更新をする場合に適用し、施行日以前に現に契約している公有財産については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 本要綱の規定は、施行日以後新たに契約若しくは許可する場合又は契約若しくは許可の更新をする場合に適用し、施行日以前に現に契約若しくは許可しているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式 1

第 号
年 月 日

(あて先) 財政局長

局区長

警察本部長への暴力団照会について (依頼)

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」及び「名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団の排除に関する合意書」の規定に基づき、下記の事業の契約にあたり別紙の法人等が排除措置対象法人等に該当するか否かについて照会を依頼します。

記

1 事業名

担当
電話

別紙

	シメイ	氏名	和暦	年	月	日	性別	住所	法人名	法人所在地	役職
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											

※名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱い（平成24年3月30日事務連絡）に定める法人役員に関する調書及び法人登記簿謄本の写しとともに添付すること。

様式 2

第 号
年 月 日

局区長

財政局長

回答書の送付について

年 月 日付け（文書番号）「警察本部長への暴力団照会について（依頼）」によりご依頼をいただきました事項について、警察本部長から別添のとおり回答がありましたので通知します。

様式3

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

排除措置通知書

このたび、貴社（殿）を「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」の規定に基づく愛知県警察本部からの要請により、排除措置の対象としましたので通知します。

なお、排除措置内容については下記のとおりです。

記

1 排除措置内容

- ・ 年 月 日執行予定の（市有地売払い・貸付け）の一般競争入札に参加することはできません。
- ・ 貴社（殿）から申込みのあった物件にかかる（市有地売買・貸付）契約は締結しません。

2 排除措置理由

3 排除措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 その他

（名古屋市 ○○○○局○○課

TEL052-972-○○○○）

(以下参考)

○第 8 条関係読み替え表 (使用許可)

対象箇所	読み替え前	読み替え後
第 3 条	公有財産の売払い又は貸付の契約を締結	行政財産の使用を許可
第 3 条	合意書	名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団の排除に関する合意書
第 3 条	契約	使用許可
第 3 条	有資格者	申請者
第 4 条第 1 項	有資格者	申請者
第 4 条第 1 項	合意書	名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団の排除に関する合意書
第 4 条第 1 項	契約予定日又は入札日	許可予定日
第 4 条第 2 項	合意書	名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団の排除に関する合意書
第 4 条第 2 項	有資格者	申請者
第 5 条第 1 項	合意書	名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団の排除に関する合意書
第 5 条第 1 項	有資格者	申請者
第 5 条第 2 項	様式 3	規則第 2 号様式に準じた様式
第 5 条第 2 項	有資格者	申請者
第 6 条第 2 項 本文	随意契約	使用許可
第 7 条	公有財産の売払い又は貸付の契約を締結	行政財産の使用を許可

○第9条関係読み替え表（土地基金貸付）

対象箇所	読み替え前	読み替え後
第3条	公有財産の売払い 又は貸付の契約	土地基金に属する土地の貸付契約
第3条	合意書	名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団の排除に関する合意書
第3条	有資格者	土地基金に属する土地の貸付契約を、競争入札、先着順貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行う場合の参加資格又は申込資格を有する者及び随意契約による場合の契約の相手方
第4条第1項	有資格者	土地基金に属する土地の貸付契約を、競争入札、先着順貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行う場合の参加資格又は申込資格を有する者及び随意契約による場合の契約の相手方
第4条第1項	合意書	名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団の排除に関する合意書
第4条第2項	合意書	名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団の排除に関する合意書
第4条第2項	有資格者	土地基金に属する土地の貸付契約を、競争入札、先着順貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行う場合の参加資格又は申込資格を有する者及び随意契約による場合の契約の相手方
第5条第1項	合意書	名古屋市が行う事務及び事業からの暴

		力団の排除に関する合意書
第5条第1項	有資格者	土地基金に属する土地の貸付契約を、競争入札、先着順貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行う場合の参加資格又は申込資格を有する者及び随意契約による場合の契約の相手方
第5条第2項	様式3	様式3に準じた様式
第5条第2項	有資格者	土地基金に属する土地の貸付契約を、競争入札、先着順貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行う場合の参加資格又は申込資格を有する者及び随意契約による場合の契約の相手方
第6条第1項	一般競争入札等	土地基金に属する土地の貸付契約を、競争入札、先着順貸付け、プロポーザル又はコンペなどの競技により広く募集して行うもの
第7条	公有財産の売払い又は貸付の契約	土地基金に属する土地の貸付契約